

飯塚市新規創業支援資金利子補給金等交付申請書兼請求書

飯塚市長 様

「飯塚市新規創業支援資金融資制度」において、貴市の利子補給金等の交付を受けたいので、飯塚市新規創業支援資金利子補給金及び信用保証料補助金交付要綱第7条第1項に基づき本書のとおり必要書類を添えて申請及び請求します。

（申請者）

ふりがな		生年月日又は 設立年月日	
商号・屋号 氏名	印		
営業所等の所在地		電話番号	
申請者住所			

支給申請及び請求額（① + ②） _____ 円

【内訳】 年度（ 上期分 ・ 下期分 : 年 月 ~ 年 月 ）

① 利子補給金 _____ 円 ② 保証料補助金 _____ 円

【基本情報】

【融資額】 _____ 円 【保証料額】 _____ 円 【保証料率】 _____ %

【融資実行日】 年 月 日

【融資期間】 自 年 月 日 ~ 至 年 月 日 （ 年間）

【交付対象期間】 年 月 日 ~ 年 月 日（最大3年間）

（払込先）

金融機関名・支店名	
口座の種別	
口座番号	
口座名義	(フリガナ)

【必要提出書類】

- 1 飯塚市新規創業支援資金利子補給金等交付申請書兼請求書（要押印）
- 2 信用保証料額が分かる書類【例】信用保証決定のお知らせ（お客様用）等
- 3 利子金額（返済予定金額）が分かる書類【例】融資取引計算書・返済予定表等
- 4 振込先口座の通帳（口座番号及び口座名義人（カタカナ）等の確認できるページ）
- 5 利子及び信用保証料を支払った実績のわかるもの【例】利子補給等引落口座等
- 6 飯塚市内で現に事業を行っていることがわかる疎明資料：履歴事項全部証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）、個人事業の開業・廃業等届出書、確定申告書一式等

【備考】

- 1 必要提出書類の提出期限は、上期分(4月1日から9月30日まで)における利子補給金等については、同年10月31日、下期分(10月1日から翌年3月31日まで)における利子補給金等については翌年度の4月30日とする。
- 2 利子補給金等交付済後、飯塚市新規創業支援資金融資制度要綱第9条により融資決定の取消しが行われた場合は交付額全額、利子補給金等の金額変更等で払い過ぎが生じた場合は、その過払い分を返還していただきます。

代表者職・氏名 _____ 印

受付印